

「羽生市いじめの防止等のための基本的な方針」概要

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめに対する基本認識

いじめの問題の克服は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた市全体の課題である。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ア 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする
- イ いじめがいじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての児童等が十分に理解できるようにする
- ウ 児童等がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成
- エ 市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施すべき取組

① いじめの未然防止

- ア 教職員の資質向上や学校に対する支援
- イ 保護者や地域住民を対象とした啓発活動
- ウ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

② いじめの早期発見

- ア いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備
- イ 教育相談体制の充実、専門的知識を有する者等の配置

③ いじめの早期解消

- ア 各学校・各地域相互間の連携協力体制の整備
- イ いじめに係る相談窓口の設置
- ウ いじめへの対応や対策の実施状況についての調査・研究
- エ いじめを行った児童等の出席停止

④ 地域や家庭、関係機関等との連携

⑤ 羽生市いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会の附属機関の設置

(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

① いじめの未然防止

- ア 児童等の社会性や規範意識の向上
- イ 道徳教育・人権教育等の充実
- ウ 児童等理解の深化と指導
- エ 児童等の自己肯定感を高める居場所づくりの推進
- オ 児童等自らがいじめについて学べる取組の推進
- カ インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発
- キ いじめ防止強化期間の設定

② いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケートの実施

- イ いじめチェックシートを活用した支援体制の整備
- ウ 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握
- エ いじめに係る相談体制の整備
- オ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築
- カ インターネット上のいじめチェックの実施
- ③ いじめの早期解消
 - ア 児童等からいじめに係る相談を受けた際の安全確保
 - イ 市及び教育委員会への報告及び被害・加害児童等の保護者への連等
 - ウ いじめられた児童等又はその保護者への支援
 - エ いじめた児童等への指導又はその保護者への助言
 - オ いじめが起きた集団への指導
 - カ インターネット上のいじめへの対応
- ④ 学校いじめ防止基本方針の策定と公開
- ⑤ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- ⑥ 他校との連携、保護者・地域との連携

3 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会に、事態発生について報告する。また、教育委員会は、市長にこれを報告する。

(1) 調査の主体

調査の主体は、教育委員会又は学校とする。どちらが主体となるかは、いじめの経緯や保護者の訴え等を踏まえ、教育委員会が決定する。

(2) 調査の実施

教育委員会が実施：教育委員会に設置される附属機関

学校が実施：いじめの防止等の対策のための組織を母体とし、適切な専門家専門家を加える

(3) 調査結果の提供、児童等及びその保護者への説明

いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査の進捗状況及び調査結果についていじめを受けた児童等やその保護者に説明する。

(4) 再調査

市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

再調査組織の構成は、弁護士や学識経験者、福祉の専門家等専門的な知識及び経験を有する者とする。また、いじめを受けた児童等、保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況や調査結果について説明する。

(5) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。また、市及び教育委員会は、指導主事やスクールカウンセラー等を当該学校に派遣することにより重点的な支援を行う等必要な措置を行う。

4 その他

必要に応じてこの方針の点検評価及び見直しを行う